

2 留学支援金について



奨 学 金



1か月（31日間）ごとに支給

(14日間でも、1か月分支給)

留学計画の実行にかかる現地活動費
及び授業料相当額

留学準備金

往復渡航費、査証取得や予防接種等、
留学準備にかかる費用の一部

<奨学生 支給総額表>

留学期間 (=活動期間) ↔	支給 対象 ↔	奨学生 支給総額 ↔		
		家計基準内地域区分① (月額 16万円) ↔	家計基準内地域区分② (月額 12万円) ↔	家計基準外 (月額6万円) ↔
14日～31日 ↔	1回分 ↔	160,000円 ↔	120,000円 ↔	60,000円 ↔
32日～62日 ↔	2回分 ↔	320,000円 ↔	240,000円 ↔	120,000円 ↔
63日～93日 ↔	3回分 ↔	480,000円 ↔	360,000円 ↔	180,000円 ↔



2 留学支援金について～返済不要の奨学金・留学準備金～

奨 学 金

	留学先国・地域	支給金額	
		家計基準内	家計基準外
地域区分①	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※除外国 (以下の国・地域は「地域区分②」の月額を適用) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ペラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	月 16 万円	月 6 万円
地域区分②	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、 アフリカおよび上記除外国	月 12 万円	

※家計規準内の目安：世帯年収 約 1,250 万円以内

留学準備金

留学先国・地域	支給金額
アジア地域※	21 万円（予定）
その他の地域	35 万円（予定）

※アジア地域：

台湾、インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、大韓民国、フィリピン、ブータン、ラオス、シンガポール、ブルネイ、マカオ、スリランカ、カンボジア、マレーシア、タイ、中国、モンゴル、ベトナム、香港、ミャンマー、東ティモール、インド、ネパール、モルディブ

※ 留学準備金には、物価高騰を受けての増額分が含まれている（「アジア地域」で6万円、「その他の地域」で10万円）。



2 留学支援金について～返済不要の奨学金・留学準備金～

○例1 オーストラリア（ブリスベン）にホームステイしながら語学学校に通い、探究活動を行う場合（旅行エージェントA社を利用した場合 費用は大まかな目安）

□	3週間□	4週間□
語学学校授業料□	約12万円□	約16万円□
語学学校入学金□	約3万円□	約3万円□
語学学校教材費□	約0.5万円□	約0.5万円□
ホームステイ費用□	約12万円□	約16万円□
滞在先申込費□	約3万円□	約3万円□
航空機券（往復）□	約15万円□	約15万円□
海外旅行保険料□	約2万円□	約2万円□
空港送迎片道（空港→滞在先）□	約2万円□	約2万円□
生活費（昼食代、交通費、小遣い等）□	約8万円□	約10万円□
海外送金手数料□	約0.5万円□	約0.5万円□
留学サポート料□	約4万円□	約4万円□
合計□	約62万円□	約72万円□
支援上限金額（予定）□	最大47万円□	最大47万円□
自己負担金額（目安）□	約15万円□	約25万円□

＜オーストラリア 3週間の場合＞

- 費用（目安） 約60～70万円
- 支援金 最大47万円
(奨学金12万円+留学準備金35万円)
- 自己負担金額 15万円程度



※ 家計基準の判定について

**応募希望生徒等の生計維持者の課税証明書
(令和6年分) を学校に提出した上で、高校に判定してもらう**

(生計維持者：原則として父母2名。ただし、生計維持者が1名になる事例に該当する場合は父、母又は生計を維持している主たる人のいずれか1名)

新高校2、3年：課税証明書（令和6年分）を在籍する高校等に提出した上で、高校に判定してもらう

新高校1年 : 入学予定の高校等に判定してもらう



I 家計基準判定ツール（エクセルファイル）について

- ・家計基準判定については、各高校等に配布予定の判定ツール（エクセルファイル）を用いて、応募時に各高校等が行います。
- ・各高校等への判定ツールの送付については、令和8年1月下旬を予定しています。
- ・応募前に判定を希望する場合は、令和8年1月下旬以降、在籍する高校等へ御相談ください。
(中等教育学校を除く新高校1年生については、在籍する中学校を通じて、高校教育課までお問合せください。)
- ・令和8年1月下旬以前に判定する必要がある場合は、在籍する中学・高校等を通じて、高校教育課までお問合せください。



2 課税証明書について

- ・家計基準の判定に当たっては、応募者の生計維持者の市町村民税の課税証明書（令和7年度〔令和6年〕分　自治体によっては所得証明書）が必要です（生計維持者が2名（例：父母）いる場合は、それぞれの課税証明書が必要となります）。
- ・令和7年度〔令和6年分〕課税証明書については、応募申請に間に合うよう、余裕をもって用意してください。
- ・「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では、家計基準の判定を行うことができないので、所得の内訳や所得控除の内訳等が記載されているものを学校に提出いただくよう、お願いします。



3 奨学金に係る家計基準内での支給目安について

- ・家計基準内か家計基準外かについては、**生計維持者の課税所得額を基に判定することになります。**
- ・生計維持者の人数、控除額等、応募生徒によって条件はさまざまであり、一概に申し上げることができないため、家計基準の判定については、必要書類を在籍高校（在籍予定高校）等に提出し確認してください。

